

誰でもできる
情報保障
のコツ

一歩進んだ

サポートをするために

はじめに

このパンフレットは、聴覚障がい学生への情報保障に教職員みんなが関心をもち、一人一人のほんの少しの心配りや工夫によって、より良い情報保障ができることを知っていただくために作成しました。

障がい学生支援をめぐる状況は近年大きく変化をしてくれています。2016年4月から障害者差別解消法が施行されることにともない、今どの大学等にも障がいのある学生の受け入れ体制を整備することが求められています。その契機になったのは、2014年1月に日本も批准した障害者権利条約でした。障がい者の権利に関する包括的・総合的な国際条約として、多くの国々の障がい者施策を前進させることになりました。大学等の高等教育機関における障がい学生支援も、この条約のもとにすすめられてきています。

この条約がもつとても大切な考え方のひとつに「合理的配慮」という言葉があります。これは、障がいのある人が他の人と同じように権利と自由を有し、そしてそれを行ってできるように行うべき必要な配慮のことを言います。新しい考え方でもあり少し難しく感じるかもしれませんが、しかしこの言葉が意味することは決して特別なことではありません。

大学の授業で、私たち教員が常に気を配っていることのひとつに、授業をいかにわかりやすく伝えるかということがあります。たとえば話す内容をわかりやすくするために、講義内容を資料にして配布したりパワーポイントを使ったりします。また大きな教室では、後方の学生にも声が行き渡るようマイクを使って講義を行います。外国語を日本語に訳すこともあります。通常、私たちはこれらを配慮と言うことはあまりありませんが、しかしいずれも授業をわかりやすくするためにやっている「配慮」です。つまり、すでに私たち教員は学生に対して「配慮」を行っており、学生も様々な形で「配慮」を受けているわけです。静岡県立大学の石川准教授は、このことを「配慮の平等」という言葉で説明し次のように言っています。すなわち、すでに配慮されている人といまだ配慮されていない人がいる、だから配慮の平等を実現することは社会の／私たちの責任であると。「合理的配慮」が意味することはこのようなことです。

本学では、障がい学生支援を行っている大学がまだめづらしかった頃から、情報保障を中心に障がい学生への支援活動に取り組んできました。それは、本学の理念である「自律」「人権」「共生」「協働」のキーワードを具体化する取り組みとして、まさに自主的に、一人ひとりの学ぶ権利を保障するために、みんなで協働し、障がいのあるなしにかかわらず誰もが共に・等しく・快適に学べる環境づくりをめざそうとするものです。本学の障がい学生支援に対するこの理念と考え方は、はじめた当時から現在も変わりません。そして、それをさらに発展させていくために、ぜひ学生の教育に関わる全教職員のみならずにもご理解とご協力をいただきたいと思います。

このパンフレットには、個々の教職員が他の学生に対してと同じようにできる「配慮」のポイントとヒントがわかりやすく示されています。ぜひご一読いただき、授業に役立てていただけたら幸いです。

アクセシビリティ推進委員会委員長 松川敏道

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1章 聴覚障がいとはなにか？・・・・・・・・	3
第2章 本学の情報保障体制・・・・・・・・	6
第3章 教職員の立場からできる情報保障のコツ	9
① 講義が始まる前に・・・・・・・・	10
② 講義の進め方について・・・・・・・・	11
③ 板書について・・・・・・・・	13
④ ゼミ・グループワークについて・・	15
⑤ 英語の授業について・・・・・・・・	20
⑥ その他・・・・・・・・	22
おわりに・・・・・・・・	24

第1章 聴覚障がいとはなにか？

1.聴覚障がいについて

聴覚障がいとは、聴覚機能が低下している状態のことをいいます。障がいの程度は個人によって様々で、ほぼ音が聞こえない状態の者から、少しは言葉が聞き取れる者、1対1の会話であればあまり不便を感じない者まで幅広い状況にあります。

聴力の程度を表す単位

デシベル	音の大きさ	聴力の程度
0dB		
10dB		
20dB		
30dB	ささやき声	軽度
40dB	静かな会話	中等度
50dB		
60dB	普通の話し声	準重度
70dB		
80dB	大きな声の会話	重度
90dB		
100dB	耳元での叫び声	最重度

デシベル [dB]
=音の大きさを表す単位

潜在的ニーズを有する学生

支援を求めてきている学生

障害者手帳
6級
4級
3級
2級

聴力の程度
#0の分類

(日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク

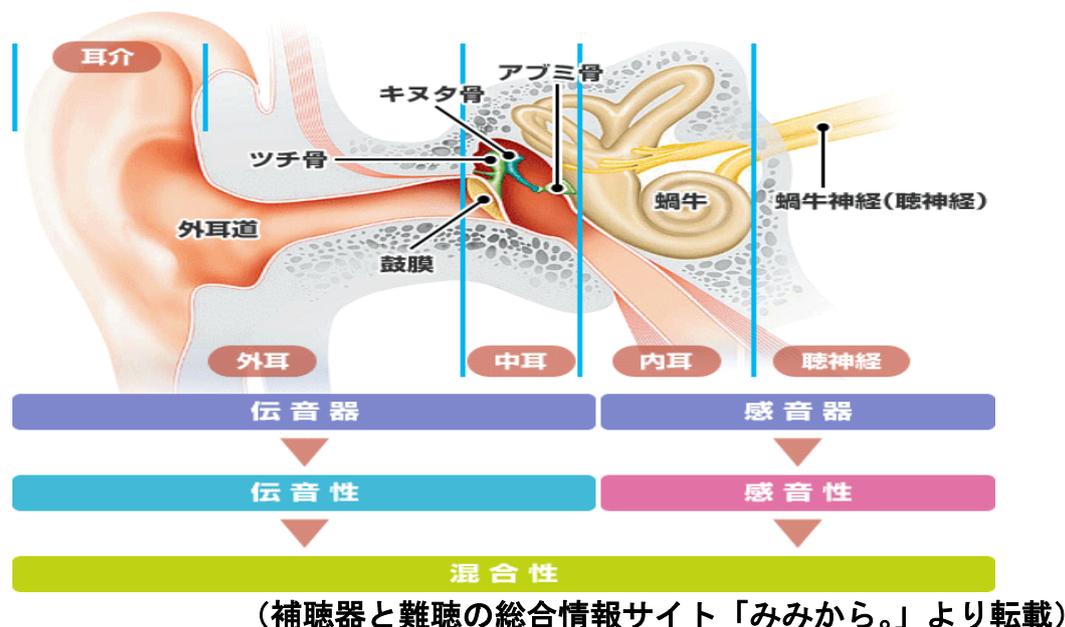
「はじめての聴覚障害学生支援講座」より転載)

正常な聴力を持つ成人が聞き取れる小さな音の平均が0～20デシベルであり、聴力が悪くなればなるほど数字が大きくなります。この表から例えば聴覚障がいの程度が90デシベルといった場合、耳元での大きな音がやっと感じ取れる程度の聴力であることが分かります。

第1章 聴覚障がいとはなにか？

2.聴覚障がいの種類

聴覚障がいは、主に「伝音性難聴」、「感音性難聴」、「混合性難聴」の3つに区別されます。



👂 伝音性難聴

伝音器に欠陥があり、音がよく伝わらない・音が小さく聞こえてしまう障がいです。補聴器を付けて音を大きくすれば、ある程度は言葉を理解することが出来ます。

👂 感音性難聴

感音器に欠陥があり、音が鮮明に感じられない・音がひずんで聞こえる障がいです。そのため補聴器をつけてもはっきりと言葉を聞き取ることが出来ません。聴覚障がい者のほとんどは、感音性難聴です。

👂 混合性難聴

混合性難聴とは、伝音器と感音器の両方に欠陥があるため、音が小さく聞こえるうえ音がひずんで聞こえる障がいです。

第1章 聴覚障がいとはなにか？

3.音の聞こえ方のイメージ

㊦ 通常の人聞こえ方を

「あいうえおかきくけこ」とすると・・・

㊦ 伝音性難聴の音の聞こえ方

「あいうえおかきくけこ」

㊦ 感音性難聴の音の聞こえ方

「あにういえおちゃちちゆてこ」

4.よく誤解されやすい部分

㊦ 補聴器をつけたら聞こえるのか？

補聴器は音を増幅するためだけの機械であり、伝音性難聴には有効な場合が多いですが、感音性難聴の場合はいくら音を大きくしても聞こえるようにはなりません。補聴器を通して聞こえる音の状況は人によって異なるため、一概にこうとは言えませんが「補聴器は音の存在に気づくための道具であって、言葉を聞き分けることは難しい」ということは押さえましょう。

㊦ 発音が明瞭な人は聞こえているのか？

聴覚障がい者の多くが、幼少期からの訓練により発声発語の方法を身につけています。中には非常に明瞭な発音で話す人もいますが、だからといって障がいが軽いとは限りません。一般的に障がいが軽い人は発音も明瞭なことが多いですが、聴力が重くても明瞭な発音を身につけている人もいますので、発音の明瞭度と聴力の程度を安易に結びつけてしまわないよう注意が必要です。

第2章 本学の情報保障体制

1. 情報保障の方法

本学では、支援を希望する聴覚障がい学生に対し、主に「パソコンテイク」、「ノートテイク」、「手話通訳」、「字幕挿入」の4つの支援を行っています。

④パソコンテイク

二人の支援学生が音声情報をPCに入力し、支援学生の中に座っている聴覚障がい学生に情報を伝える方法です。本学では、情報量の多さ・情報伝達の速さ・情報の記録性の理由からパソコンテイクを最も使用しています。



④ノートテイク

音声情報を紙に書いて聴覚障がい学生に情報を伝える方法です。手書きのためPCに比べ情報量が少なくタイムラグが大きいです。PCでは入力難しい英語や数式・図形をテイク出来るので、本学では英語や数学の講義の時によく用います。



④手話通訳

「手話」を使用して情報を伝える方法です。音声情報をタイムラグがなくすべて伝えることが出来るため、迅速に情報を伝える必要がある場面で有効です。本学では、学外授業やグループワークなどの場で、パソコンテイク・ノートテイクの補助的手段として用いられています。

第2章 本学の情報保障体制

📺 字幕挿入

電子計算機センターサポートデスク（C館1階）では、映像教材への字幕挿入サービスを行っています。

30分間の動画で完成までに2週間以上かかる場合がありますので、お早目にご依頼をお願いいたします。



また、テレビ番組表に **字** と記載がある番組には字幕がついています。DVDデッキ等に「字幕」がつけられる機能がある場合には、字幕をつけた状態で録画することもできます。



【映像教材への字幕挿入のお申込・お問合せ】

電子計算機センターサポートデスク（C館1階）

情報処理課（内線2710）

2. テイカーの養成について

ノートテイク・パソコンテイク活動を行う学生を『テイカー』、テイクを利用する聴覚障がい学生のことを『利用学生』と言います。

テイカーは、テイクを利用する学生に音声情報を伝えるための技術を学んだり、講義スピードに慣れるために自分の履修する講義の合間を縫い、実際の講義で何度も練習を積んでからテイカーとしてデビューをしています。テイカーの養成も先輩テイカーが行っており、学生同士が協力し合いながら、本学の情報保障を担っています。

3. テイクの配置について

情報保障の必要な学生が講義を受講する際、最初の講義で学生本人より「聴覚障がいがあること、授業に情報保障が必要なこと」をお知らせします。

また、教務委員長・アクセシビリティ推進委員会委員長よりご配慮についてお願いの文書をお渡しいたします。

第3章 教職員の立場からできる 情報保障のコツ

講義やゼミ、資格取得のための講座など、テイクが必要になる場面は様々です。テイクだけでは情報が不十分であることもあります。

しかし、情報を得る手段はテイクだけではありません。先生からご配慮いただくことで、より確実に情報を得ることができています。

この章では、テイカーや利用学生からの「このような配慮が嬉しかった!」、「こんなとき困った!」という声を紹介いたします。今後に役立てていただけたらと思います。

① 講義が始まる前に	10ページ
② 講義の進め方について	11ページ
③ 板書について	13ページ
④ ゼミ・グループワークについて	15ページ
⑤ 英語の授業について	20ページ
⑥ その他	22ページ

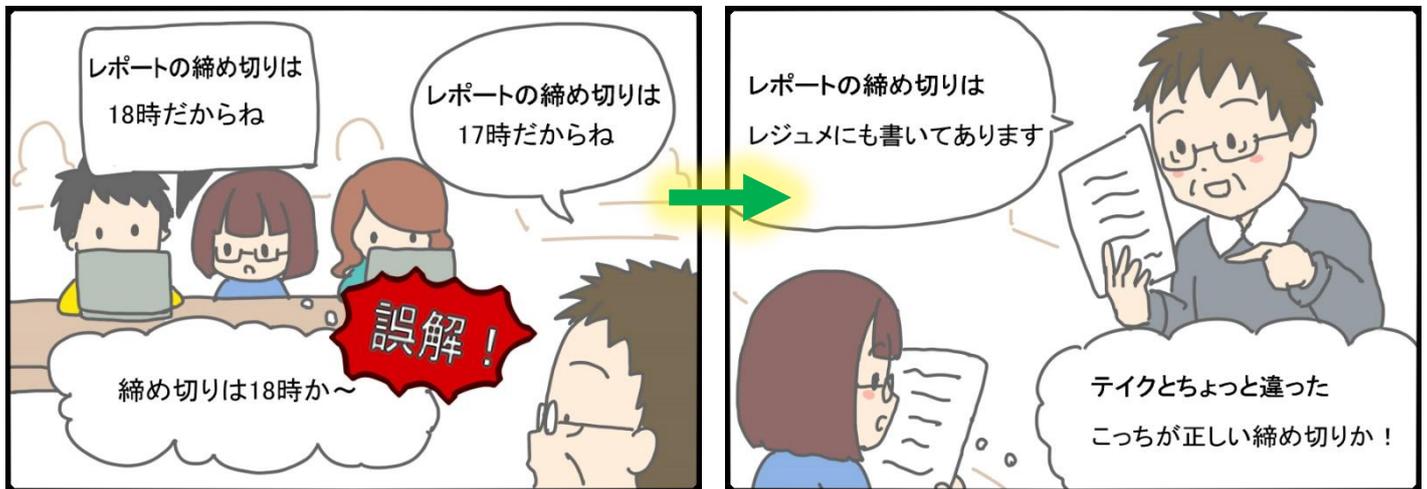


いつもご配慮ありがとうございます!

第3章 教職員の立場からできる 情報保障のコツ

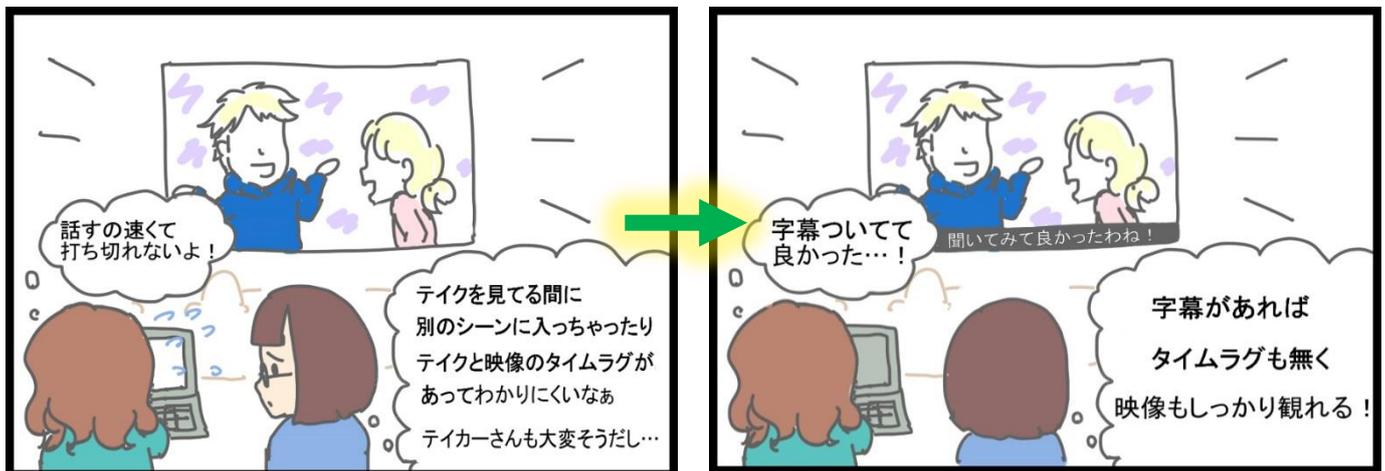
①講義が始まる前に

- ・レジュメを用意してくれたこと



レジュメに重要なポイントがまとめてあったり、読みがなが振ってあると助かりました！

- ・映像に字幕を付けてくれたこと



字幕があると、テイカーも利用学生も本当に助かります！ぜひ付けていただきたいです。

*字幕については本冊子7ページをご参照ください

教職員の立場からできる 第3章 情報保障のコツ

②講義の進め方について ～その1～



テキストや資料を読むときに「読みます」と合図をすると、テイカーは資料を指で追うことができ、テイクの負担が減ります。また、資料と補足説明の間に、少し間を空けることでテイカーはテイクの準備ができ、利用学生はメモの準備ができます。

スライドを読むときには、読んでいる箇所をレーザーポインタなどで示すことで、利用学生も話している箇所がリアルタイムで分かります。

教職員の立場からできる

第3章

情報保障のコツ

～その2～



「これ」「あれ」「それ」などの指示語は使わず、指している内容を具体的に言ってくれれば、何に関するかが理解しやすくなります。

講義中や講義終了後、テイカーや利用学生に「話が速い?」、「大丈夫?」など、声をかけることで要望を伝えやすい雰囲気ができ、講義の改善にもつながります。

③板書について

・板書の内容



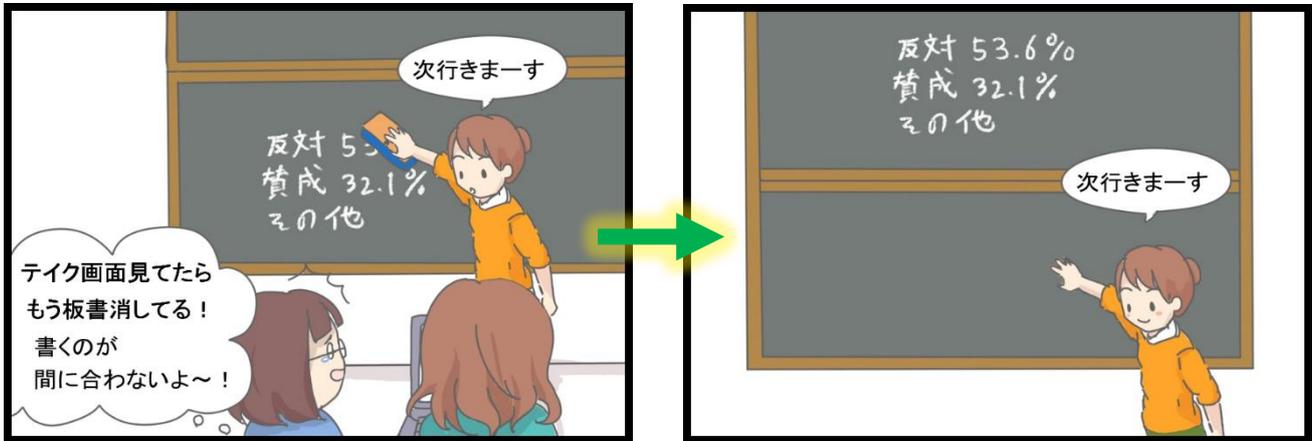
黒板の字が見えないときにカーテンを閉めてくれたり、大きめに板書をしてくれたので助かりました！

・重要なポイントの板書



教科書やレジュメのページ番号や具体的なデータを口頭だけではなく板書をしてくれたことで、正確な情報を利用学生に伝えられたので嬉しかったです！

・細かい板書の配慮



情報量の多い、細かい板書のときに、板書をすぐ消さずに黒板を上下にスライドしたり、話しながらの板書を避けてくれたので講義についていけるようになりました!

④ゼミ・グループワークについて

- ・「挙手して自分の名前を名乗ってから意見を言う」というルールをつくってくれたこと！



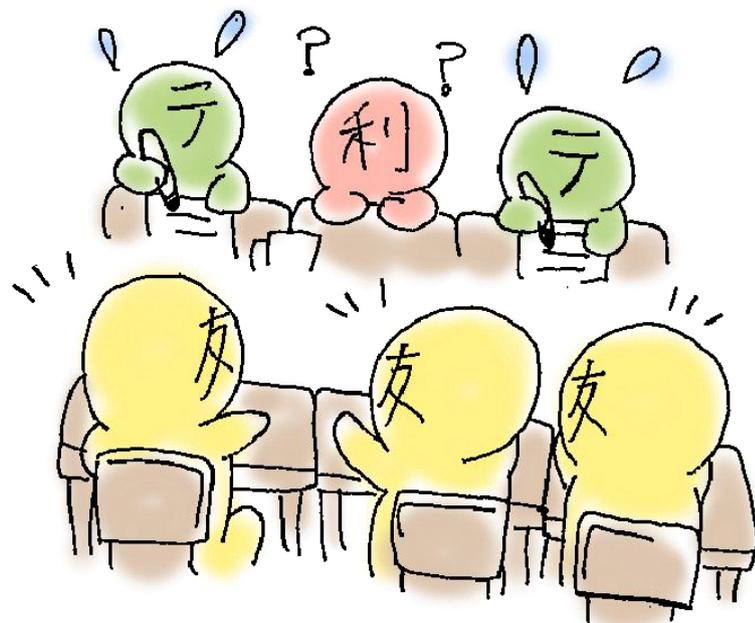
テイカーは学生の名前がわかりません。各自が発言時に名前を名乗ってくれると、テイク時に発言者の名前を書くことができます。利用学生もいま誰が何を言っているのかがわかり、「ゼミに参加できている！」という安心感を得られます。

- ・ テイカーが文字情報として書き起こしたテイクの内容を大型スクリーンに映してくれたこと！



利用学生に情報がどのくらいの速さで伝わっているかなど、参加者全員がリアルタイムにテイクの状況を確認できます。みんなが質問に対する返答を待ってくれたり、言い直してくれるようになったので助かりました。

- みんなが一斉に話をするので、話の内容を把握できないという利用学生の悩み



グループ内の話し合いのときには、みんなが一斉にそれぞれ違う話をしがちです。しかし、テーカーがテイクできるのは特定の一人が話す内容のみです。

そのため、「今のテイクまだ終わってないよ！(><;)」となり、必要な情報を利用学生に伝えられない恐れがあります。

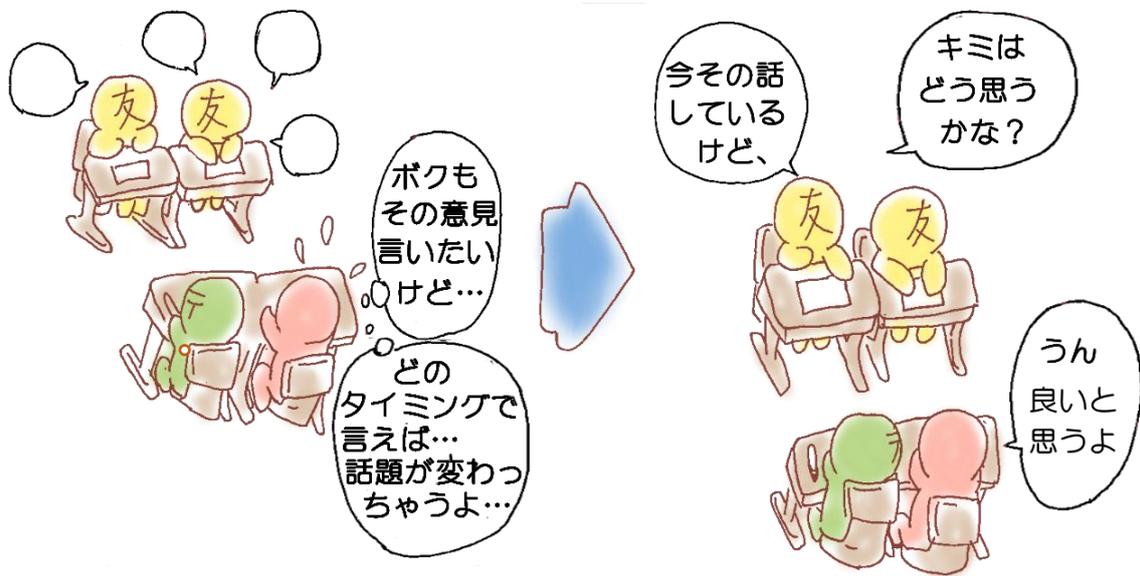
話に夢中になると仕方がないことですが、少しでもそのようなことを意識していただいたり、「一人ずつ話すようにね」という声かけなどしていただけると大変ありがたいです。

- 最初のゼミでテイクの紹介ができたこと



このような機会を与えてくださったことで、次回からゼミの参加学生が様々な場面で協力してくれました！

- 話し合いの途中で「この意見について、何かある？」と利用学生に声をかけてくれたこと



とても嬉しかったです！グループのメンバー同士の間に入って自分の意見を言うことはとても勇気が必要です。そのため、こうした声かけがとてもありがたいです。

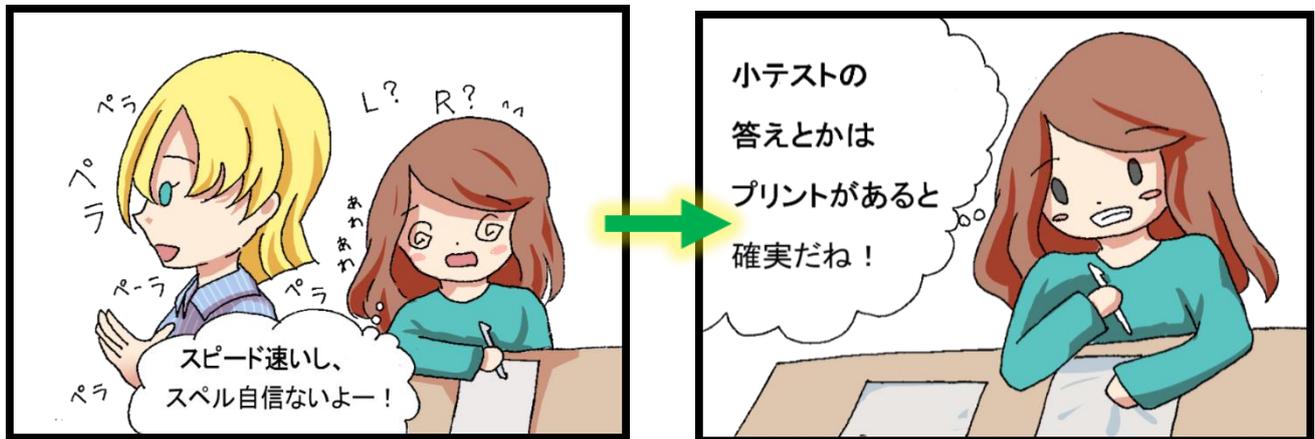
⑤英語の授業について

- ・スピーキングテストの内容を紙で配布してくれた



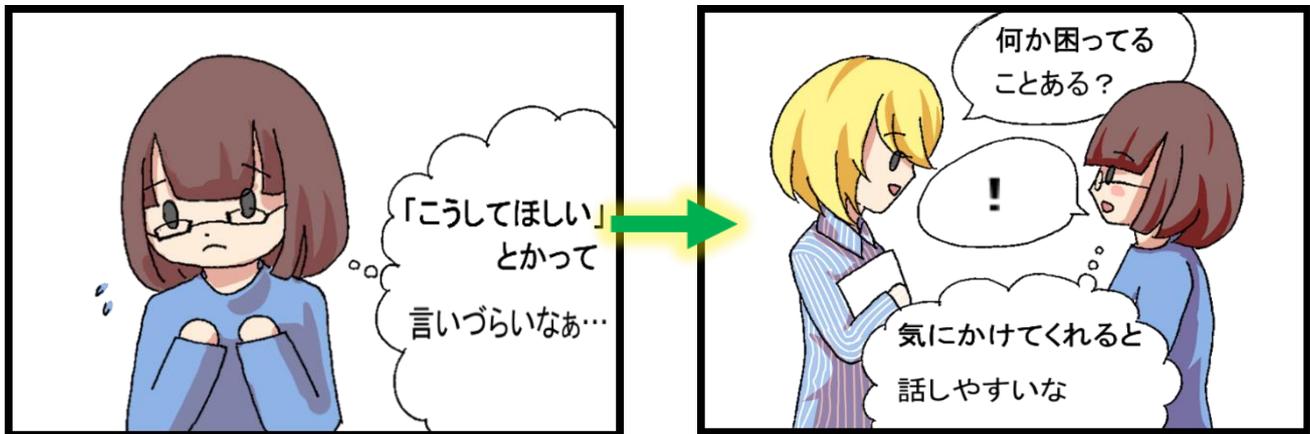
読んでいる部分に合わせてテイカーが指で追うことができ、どこを読めばいいかわかるため助かります。

- ・資料を配布してくれた



テイカーも英語のテイクは慣れておらず、聞き間違いやスペルミスが多いです。テストなど評価に関するときは特に、資料があると不安が解消されました！

- 英語の授業について個別相談の場を設けてくれた



テイクについて理解していただけたら、要望が言いやすかったりしたので、今後も個別相談の場を設けていただくと助かります。

⑥その他

- ・マスクを外してくれる



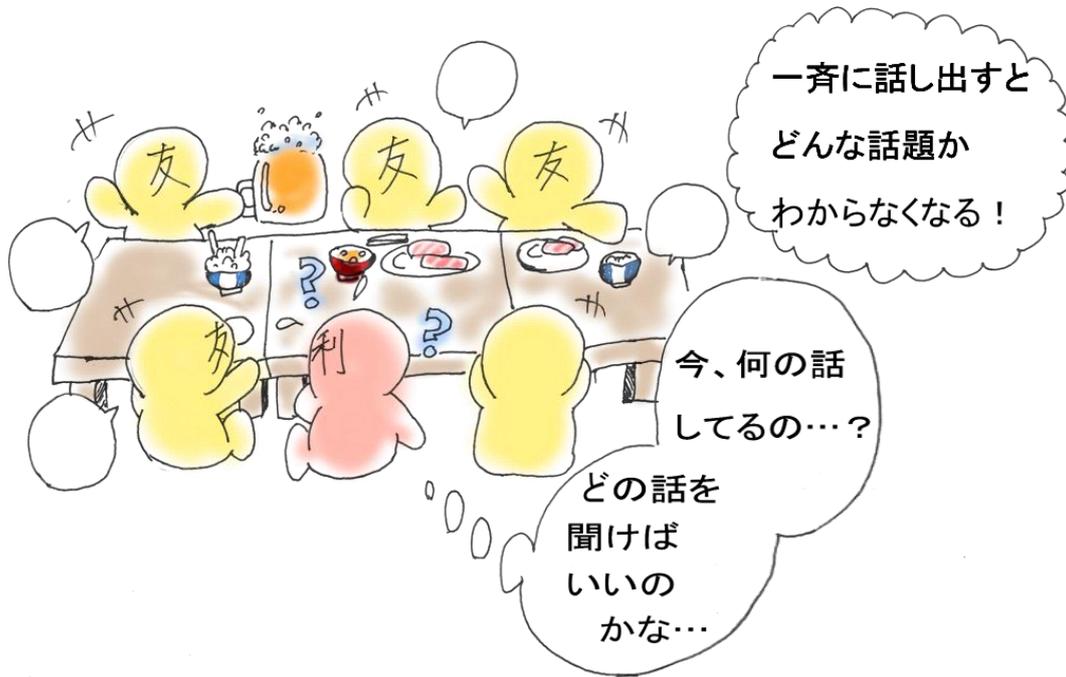
口元が見えることで、口の動きを読み取って内容を理解することができて助かります！

- ・大学からの連絡方法



電話の声を聞き取ることは難しいです。メールや情報ポータルを利用して連絡いただくと確実に伝わります！

・ゼミコン・懇親会



みんなが一斉に話して、いろいろな方向を向いているので、口を見て読み取って話を理解することが難しいです。ゆっくり話すか筆談してくれたら嬉しいです。

おわりに

最後までお読みいただきありがとうございました。また聴覚障がい学生支援のさらなる前進に関心を持っていただいたことに心より感謝申し上げます。

本パンフレットが誕生するきっかけは、2014年12月に開催された「テイクお疲れさま会」でした。そこでは、情報保障を利用している聴覚障がい学生と、パソコンテイクやノートテイクで情報保障活動をしているテイカーが、日頃から授業や大学生活の中で教職員に配慮してもらって助かっていることや、情報が十分に得られなくて困った場面などを自由に出し合いました。それらの多様なエピソードから、教職員のみなさんが聴覚障がい学生やテイカーに対して細やかな心配りや工夫をして下さっている様子が伝わってきました。また同時に、これをもっと多くの人たちで共有し、各々の授業や持ち場でご活用いただければ、さらに上質な情報保障を実現できるに違いないと胸が高鳴りました。本パンフレットはそのツールの一つとなることを願って作られたものです。

私たちパンフレット作成チームは2015年1月中旬から本格的に活動を始め、計6回の合同打ち合わせの他、メール等での綿密な意見交換も行いつつ、約2か月間の作成期間を経て完成に至りました。構成メンバーはアクセシビリティ推進委員会の教職員、テイカー有志、利用学生有志から成ります。情報保障に携わるさまざまな立場の人間が協働する中で、新たな視点や学びを得ることができました。それは本学の今後の情報保障活動、延いては障がい学生支援にも活きるものと確信しています。

さて、最後までお読みいただいたみなさまに二つのお願いがあります。一つめはぜひ学部、学科単位で情報保障関連の研修の機会を設けていただきたいということです。去る2015年2月19日に、FDセンターとアクセシビリティ推進委員会の共催でFD研究会「誰もができる情報保障のコツ～一歩進んだサポートをするために～」を開催いたしました。実際に利用学生の立場、テイカーの立場を経験しながら、教職員ができる支援のコツをわかりやすく理解できる内容となっております。90分のコンパクトな構成です。ご依頼がありましたら喜んで出前講座をいたしますので、ぜひご一考下さいませ。

二つめは、テイカー募集の呼びかけにご協力いただきたいということです。本学は近年、慢性的なテイカー不足の状況にあります。アクセシビリティ推進委員会でも広報に努めておりますが、講義の受講生やゼミ生など身近な学生たちに対して、教職員のみなさまからも情報保障活動の大切さを説き、テイカー養成への関心を喚起していただければたいへんありがたいです。

今後ともご理解ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

パンフレット作成チーム一同

編集後記

今回のパンフレット作成に携わったことで、利用学生とテイカーが本当に望んでいる支援環境について改めて確認することができました。テイカーだけではなかなか改善できないことは数多くあります。このパンフレットを完成できたことは、皆さんとより良い支援環境を築くための第一歩だと思います。

さらにより良い支援環境にしていけるよう今後も努力していきたいと感じました。パンフレットをお読みいただき、ありがとうございました。周囲の方々にも伝えていただけると幸いです。

パンフレット作成 学生チーム

パンフレット作成チーム メンバー一覧 (50音順)

上原 亮太 (法学部法律学科 1年)	久保 愛衣里 (法学部法律学科 2年)
齋藤 茅波 (人文学部臨床心理学科 2年)	先崎 萌美 (法学部法律学科 1年)
瀧澤 颯大 (人文学部臨床心理学科 3年)	富樫 美帆 (人文学部人間科学科 1年)
長谷部 愛 (人文学部人間科学科 1年)	濱井 樹 (経営学部経営学科 1年)
林 真由香 (法学部法律学科 1年)	
新國 三千代 (人文学部こども発達学科)	藤野 友紀 (人文学部人間科学科)
松川 敏道 (人文学部人間科学科)	
有田 優子 (教務課学習支援係)	齋藤 美雄 (教務課学習支援係)

障がい学生支援パンフレット第1号

「誰でもできる情報保障のコツ～一歩進んだサポートをするために」

発行日：2015年3月26日

発行：札幌学院大学 アクセシビリティ推進委員会・バリアフリー委員会
〒069-8555 北海道江別市文京台 11

Tel：011-386-8111 (代表)

Fax：011-386-8113 (代表)

E-mail：shien@ims.sgu.ac.jp (教務課学習支援係)

執筆者：札幌学院大学学生テイカー、札幌学院大学テイク利用学生
教務課学習支援係職員、アクセシビリティ推進委員会委員